

資料番号

5

令和6年6月20日  
課名 教育委員会事務局  
秘書広報室  
担当者 室長 竹森  
内線 4930

# 教育長定例記者会見等資料

令和6年6月14日

広島県教育委員会



## マクドナルドと連携して 特別支援学校食品加工技能検定を実施します

広島県が企業団体と連携して開発した認定資格を授与する特別支援学校技能検定に、審査員として日本マクドナルド株式会社及び同社フランチャイズ法人様に協力いただきます。

### 1 概要

特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や関係企業団体と連携して本県独自で開発した認定資格に基づく「技能検定」を平成23年度から実施しています。そのうち、食品加工分野の技能検定に関して、令和6年2月6日（火）に締結した教育連携に関する協定に基づき、日本マクドナルド株式会社及び同社フランチャイズ法人様から、審査員として参画いただきます。

（日本マクドナルドフランチャイジー  
 株式会社L' a u b e オーナーオペレーター 藤原 辰徳 様  
 株式会社ピアレス オーナーオペレーター 松尾 茂文 様

### 2 開催内容

#### 令和6年度第1回特別支援学校食品加工技能検定

- (1) 日時 令和6年6月22日（土）12時45分から16時00分
- (2) 場所 広島市立広島特別支援学校（広島市南区出島四丁目1-1）
- (3) 種目 計量（衛生的に作業し、指示された材料を正確に計量する）

# 特別支援学校 技能検定

自立に向かって挑戦中！



ダスター モップ 自在ぼうき テーブル拭き スクイジー 1 接客 計量 商品化 運搬・陳列 パソコン

## 令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜一般学力検査の結果について

- ・令和6年2月27日(火)に実施した、令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜「一次選抜」における一般学力検査の結果を取りまとめました。
- ・この結果については、教科指導の参考とするため、県内公立中学校及び高等学校等に配付します。

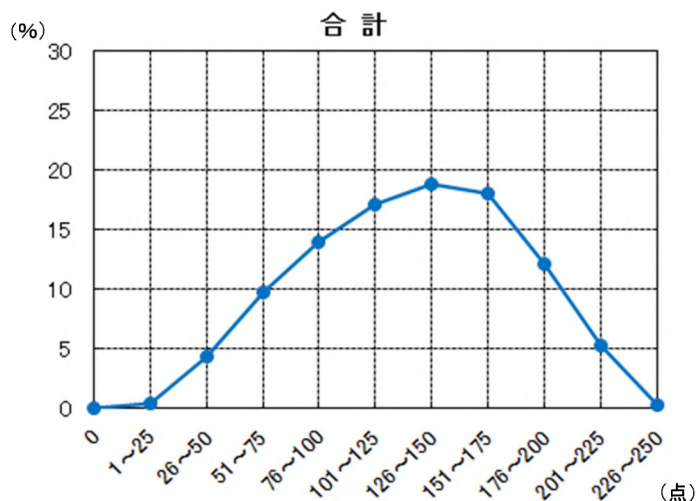
### 【一般学力検査結果の概要】

- 5教科の平均点は26.1点（令和5年度は24.8点）

各教科の平均点は次のとおり

教科	国語	社会	数学	理科	英語
平均点 (50点満点)	29.2	26.9	23.7	26.1	24.1

- 5教科合計の得点分布は、やや右寄りの中央が高くなった山形になっている。  
 5教科に共通した課題として、課題解決の場面で、文章・資料等から読み取るなどして得た情報を、既習の知識や学習内容等と関連付けて考察し、自分の考えをもったり判断をしたりして、その過程や結果を表現することが十分にできていない点が挙げられる。



## I 一般学力検査結果の概要

令和6年2月27日（火）に実施した広島県公立高等学校入学者選抜における一般学力検査について、その概要を取りまとめたので、今後の学習指導の参考としてください。

### 1 出題について

一般学力検査問題の出題に当たっては、中学校学習指導要領に示された各教科の目標に基づき、分野・領域のバランスに留意するとともに、基礎的・基本的な内容を中心に出題した。また、総合問題や記述問題などを取り入れることによって、思考力、判断力、及び表現力等をみるよう配慮した。

出題の大問数等については、次のとおりである。なお、英語においては、例年どおり実音聴取による問題を出題した。

各教科における設問数

内容	国語	社会	数学	理科	英語
大問数	3	4	6	4	4
設問数	21	22	20	24	19
選択問題	6	13	3	10	10
記述問題等	15	9	17	14	9

\* 記述問題等には、漢字の書き取りや選択した理由を併せて記述する設問を含めている。

### 2 検査結果の概要について

各教科の平均点、標準偏差及び得点分布については、次のとおりであった。

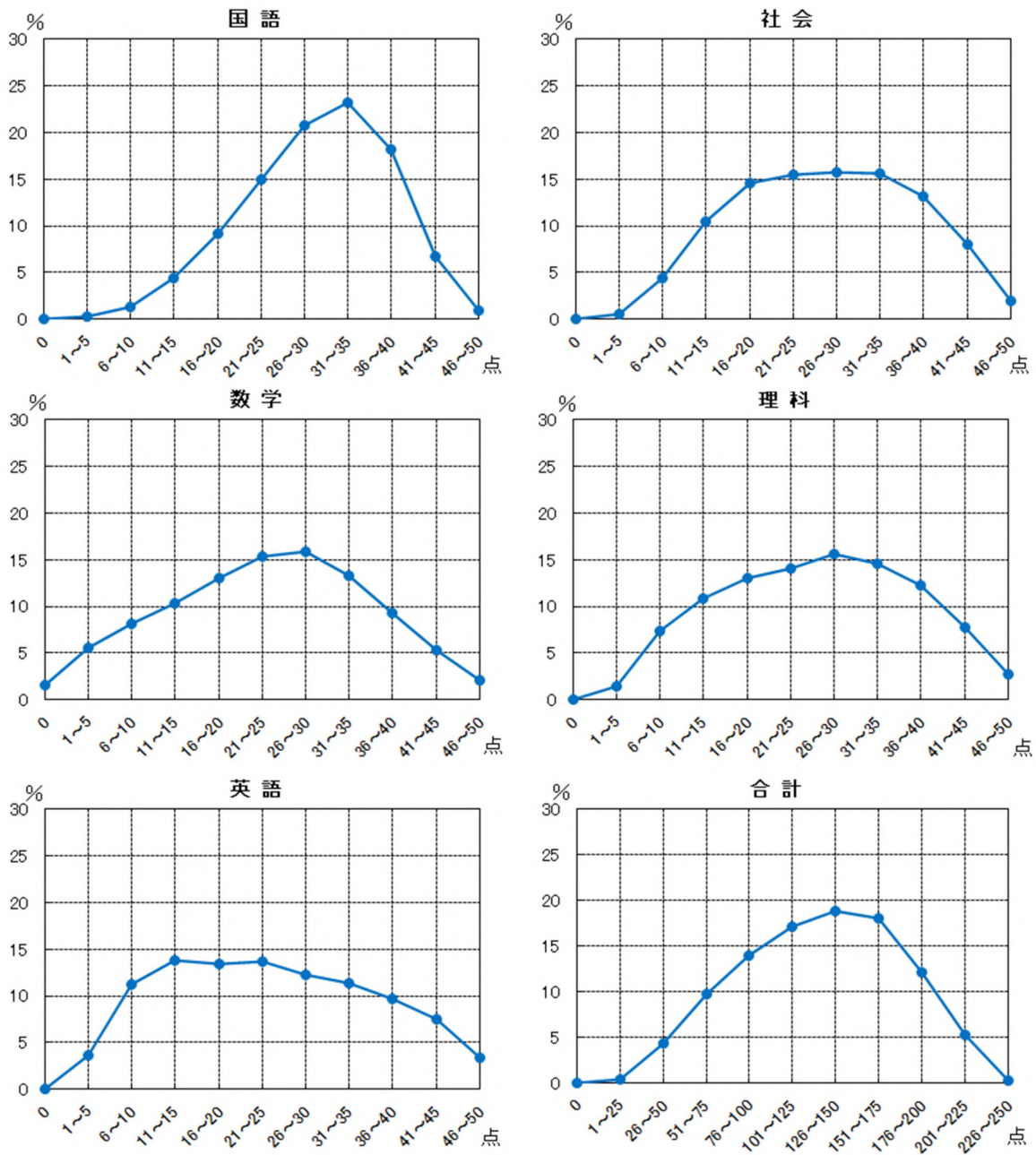
各教科（50点満点）の平均点

教科	国語	社会	数学	理科	英語	5教科平均
令和6年度	29.5	26.9	23.7	26.1	24.1	26.1
令和5年度	26.2	25.8	22.6	25.3	24.0	24.8

各教科（50点満点）の標準偏差

教科	国語	社会	数学	理科	英語
令和6年度	8.3	10.1	11.6	10.9	11.9
令和5年度	8.2	9.6	11.3	11.2	12.6

(各教科の得点分布)



5教科合計について、得点分布の状況を示すグラフの全体の形は、やや右寄りの中央が高くなった山形になっており、平均点は、単純な経年比較はできないものの、昨年度と比べやや上昇した。また、問題ごとの正答率の状況等から基礎的・基本的な知識及び技能は概ね定着していると考えられる。

教科別にみると、国語については、得点分布の全体の形が右寄りの山形となっており、平均点は昨年度と比べ上昇した。学習を進めていく上での基盤となる「漢字の読み」と「漢字の書き取り」についての正答率は、それぞれ92.4%、86.0%と高い。大

問別にみると、説明的な文章及び古典についての大問の正答率が比較的低い。

社会については、得点分布の全体の形が台形に近い形になっているが、平均点は昨年度と比べやや上昇した。大問別にみると、歴史についての大問の正答率が比較的低い。

数学については、得点分布の全体の形がやや右寄りの中央が高くなった山形になっており、平均点は昨年度と比べやや上昇した。今後学習を進めていく上での基盤となる「簡単な数・式の計算」についての正答率の平均は84.4%と高い。大問別にみると、図形についての大問の正答率が比較的低い。

理科については、得点分布の全体の形がやや右寄りの中央が高くなった山形になっており、平均点は昨年度と比べ大きな変化はない。大問別にみると、電磁誘導と発電及び酸とアルカリについての大問の正答率が比較的低い。

英語については、得点分布の全体の形が台形に近い形になっており、平均点は昨年度と比べ大きな変化はない。大問別にみると、コミュニケーションを行う目的や場面、状況に応じて、表現内容を工夫してコミュニケーションを行うことについての大問の正答率が比較的低い。

5教科に共通した課題としては、課題解決の場面で、文章・資料等から読み取るなどして得た情報を、既習の知識や学習内容等と関連付けて考察して、自分の考えをもったり判断したりし、その過程や結果を表現することが十分にできていない点が挙げられる。

この点を改善するためには、まず、自然・社会における事象の考察、コミュニケーションの場面などにおいて、目的や状況等に応じて思考・判断したり表現したりするのにふさわしい問いや学習課題を設定して学習指導を行うことが考えられる。そして、生徒が問いや学習課題に答えたり、取り組んだりする過程において、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も図りつつ、精査した情報を基に自分の考えを形成し、その過程や結果を文章などによって表現する場面を設けることが重要である。

こうした学習指導を行う上で大切なのは、それぞれの教科の特質に応じた「見方・考え方」を働かせることにつながるような問いや学習課題を設定することである。生徒が学習の過程において「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かうような学びにしていくことが重要である。

また、高等学校においても、各教科・科目の目標や系統性を理解した上で、義務教育段階の指導状況や生徒の発達段階、生徒の言語能力の状況を踏まえ、単元の構成や指導の在り方を工夫・改善していく必要がある。

## 教職員の懲戒処分等について

令和6年6月14日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
北広島町立 新庄小学校 事務主任 河田 光貴 (31歳)	懲戒免職	令和6年5月20日(月)午前9時40分頃、広島市安佐北区にあるディスカウントストアにおいて、盗撮の目的で被害女性のスカート内にスマートフォンを向けたことにより、広島県迷惑防止条例違反(盗撮準備行為)の容疑で現行犯逮捕された。 このことは、公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。
尾道市立 因島南小学校 教諭 山口 秀将 (35歳)	懲戒免職	令和6年4月29日(月)午後3時頃、安芸郡府中町にある大型商業施設の店舗内において、盗撮の目的で被害女性のスカート内にサンダルに隠したスマートフォンを差し入れたことにより、広島県迷惑防止条例違反(盗撮準備行為)の容疑で現行犯逮捕された。 このことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。
県西部 公立中学校 教諭 (56歳)	停職1月	令和6年4月30日(火)午後5時頃、勤務校の体育館において部活動の指導中、男子生徒に対し、口頭による指導が伝わっていないと感じ、衣服の上から同男子生徒の股間に触れ、不快感を与えた。また、令和5年7月頃、同場所において部活動の指導中、フロアからステージに上がろうとした別の男子生徒に対し、ズボンをわずかにずらし不快感を与えた。 これらの行為は、セクシュアル・ハラスメントに該当し、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

被処分者	処分内容	処分理由
<p>県西部 公立小学校 教諭 (56歳)</p>	<p>減給 10 分の 1 1 月</p>	<p>令和5年8月23日(水)に、勤務校において、同僚の女性教諭に対して性的な内容の発言をし、同女性教諭に不快感や恐怖感を与えた。また、同年7月から11月にかけて、同女性教諭の同意を得ずに住所を知り得て、自家用車で同女性教諭の自宅付近まで4回行ったことにより、同女性教諭に恐怖感を与えた。これらの行為はセクシュアル・ハラスメントに該当する。さらに、令和6年2月28日(水)に、同女性教諭に対して暴言を吐いたことにより、同女性教諭に不快感や恐怖感を与えた。これらの行為は、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

※ 上記の関係所属長については、所属職員に対する指導・監督が不十分であったため、嚴重注意の措置を講ずるよう、令和6年6月14日付けで、当該教育委員会へ通知しました。

**【担当】**

教職員課 小中学校人事係長 園山 和志

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp



## 教職員の懲戒処分について

令和6年6月14日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (37歳)	戒告	令和4年9月17日(土)から令和6年4月14日(日)までの間、所属校の生徒に対し、学校で許可されていない自身の携帯電話での通話やショートメッセージサービス及びLINE(ライン)により、部活動の事務連絡を行った。 この行為は、電子メール等を利用した生徒との私的なやり取りに該当し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。
県立学校 教諭 (35歳)	戒告	令和4年9月中旬から令和6年4月14日(日)までの間、所属校の生徒に対し、学校で許可されていない自身の携帯電話での通話やショートメッセージサービス及びLINE(ライン)により、部活動の事務連絡を行った。 この行為は、電子メール等を利用した生徒との私的なやり取りに該当し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

## 【担当】

教職員課 県立学校人事係長 小西 大輔

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) [kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp)